

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めていただいた方へ

国民健康保険税
 国民健康保険課 納税係
 ☎ 72-2111
 内線 132・133・134

介護保険料
 介護保険課 介護保険係
 ☎ 72-2111 内線 452・453

後期高齢者医療保険料
 国保年金課 医療・年金係
 ☎ 72-2111 内線 422・423

国民健康保険税、介護保険料、

後期高齢者医療保険料は、所得税

および市県民税の申告の際、社会

保険料控除の対象になります。

社会保険料控除は、納税者が本人または生計を一にする配偶者やその他の親戚の負担すべき社会保険料を支払った場合に適用されます。

① 特別徴収(年金から天引き)

公的年金等の源泉徴収票で確認
年金保険者から送付されます

源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄には、年金から天引きされた各保険税(料)の合計額が記載されています。

確定申告書の「社会保険の種類」の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。(まとめて記載ができます)

平成27年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所 または 居所	氏名	生年月日
区分	支払金額	源泉徴収税額	
法203条の3第1号適用分	円	円	
法203条の3第2号適用分	円	円	
法203条の3第3号適用分	円	円	
年金の種類	本人	控除対象配偶者の有無等	
	特別 徴収 対象	有 無	本人以外 の控除 対象者の有無
			有 無
控除対象扶養親族の数	本人以外 の控除 対象者の数	社会保険料の金額	
特定 老人 その他	特別 その他	217,700	
(掲載)			
支払者 東京都千代田区青が岡1丁目2番2号 富野支出官 厚生労働省年金局事業企画課			

※申告書記載例

第一表 社会保険料控除 217,700

第二表

社会保険の種類	支払保険料
源泉徴収票のとおり	217,700
社会保険料控除	
合計	

※障害年金、遺族年金受給の人に
は、「公的年金等の源泉徴収票」
は送付されません。納付額の確
認が必要な人は、右記の各担当
窓口へお問い合わせください

※年金から天引きされた保険税
(料)に還付金がある場合は、源
泉徴収票の社会保険料控除の額
から、還付済金額を差し引いて
申告してください

② 普通徴収

(納付書または口座振替)

納付証明書で確認
1月末ごろに、市の各担当課か
ら送付します

※証明書中の納付額は、納めた保
険税(料)に還付金があった場合、
還付済金額を差し引いた額を記
載しています

※口座振替は、平成26年度6期(平
成26年12月末納期分)〜平成27
年度5期(平成27年11月末納期分)
が対象になります

① 特別徴収(年金天引き)の場合

特別徴収された本人にのみ適用
されます。

② 普通徴収(納付書または口座振替)の場合

保険税(料)を実際に支払った人
に適用されます。

平成27年中(平成27年1月〜12
月)に納めた保険税(料)が対象とな
ります。

納付金額は下記の方法でご確認
ください。

平田家住宅を保存する会、保存嘆願書提出と寄付金の贈呈

問 文化財課 ☎75-7555

明治時代初期の建築とされる平田家住宅を保存するため、旧小郡町家地区の6行政区(上・中・下・東・新・駅前区)を中心とした平田家住宅を保存する会が、保存嘆願書署名1,934人分と修繕のための募金1,390,301円を、平安市長へ手渡ししました。

また、保存会は、平田家住宅を法的に保存するために市指定文化財へ指定することと、雨漏りなどによる傷みが激しい箇所を募金によって修繕することを要望しました。

平安市長は、「平田家住宅は、市にとっても小郡の近代化を象徴する貴重な歴史的建造物ですので、市民の皆さんの力と知恵を結集して、保存・活用していきたいと考えています」と話しました。



20歳になったら国民年金！～新成人の皆さんへ～

問 国保年金課医療・年金係 ☎72-2111内線427
久留米年金事務所 ☎33-6206

国民年金は、高齢になったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、高齢によって働くことができなくなったときや、病気やけがで障がいを負ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

○将来の大きな支えになります

国民年金は20歳以上60歳未満の人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○老後のためだけのものではありません

国民年金には、高齢になったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気やけがで障がいを負ったときに受け取ることができます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取ることができます。(ともに支給要件があります)

保険料の支払いを猶予できる制度があります

「学生納付特例制度」

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※学生および若年者で猶予された保険料は、10年以内であれば「追納」ができます